

議案第41号

財産の無償譲渡について

次の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 無償譲渡する財産

土地（8筆）

（1）所在地 南風原町字兼城608番地4

面 積 198.66㎡

（2）所在地 南風原町字本部421番地7

面 積 304.63㎡

（3）所在地 南風原町字本部421番地44

面 積 142.48㎡

（4）所在地 南風原町字本部480番地10

面 積 143.24㎡

（5）所在地 南風原町字本部461番地75

面 積 22.7㎡

（6）所在地 南風原町字本部461番地16

面 積 23.07m²

(7)所在地 南風原町字本部434番地52

面 積 927.11m²

(8)所在地 南風原町字本部434番地49

面 積 16.62m²

2 無償譲渡の相手方

南風原町字本部434番地52

兼本ハイツ自治会 会長 久場 ふさ子

3 無償譲渡の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体として実施する、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を支援するため、兼本ハイツ自治会に対し、上記に定める物件を無償譲渡する。